

「町田市子ども・子育て支援事業計画」について

2014年7月1日

町田市子ども生活部

1. 基本指針と市町村子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

- ・国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定する。
(子ども・子育て支援事業第60条)
- ・市町村は、国の定める基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるとする。(子ども・子育て支援法第61条)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画は、基本的に、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」を記載する。

基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画において定めなければならない「必須記載事項」と、地域の実情に応じて定めることとする「任意記載事項」が規定されている。

(1) 必須記載事項

1. 教育・保育の提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(2) 任意記載事項

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
2. 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
3. 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
4. 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

(3) 他自治体の独自追加事項

自治体	追加事項
品川区、あきる野市、川崎市	自治体の子育ての状況や課題
あきる野市、近江八幡市、 防府市、東広島市	ニーズ調査結果の抜粋 (保護者の就労状況、施設の利用希望等)
川越市、東広島市	次世代育成支援後期行動計画について
横浜市、川越市、長野市	児童虐待防止対策の充実について
横浜市、川越市、長野市	ひとり親家庭の自立支援の推進について
横浜市、川越市、長野市	障がい児支援の充実について
横浜市、川越市、長野市	ワークライフバランスについて
横浜市	青少年の育成施策の推進について
防府市	男性の子育て参加の推進について
防府市	安全・安心街づくりの推進について
市川市	子どもの権利保障の推進について

3 町田市子ども・子育て支援事業計画の構成について

町田市子ども・子育て支援事業計画（案）	町田市子どもマスタープラン
1. 計画策定の背景と目的 2. 計画の位置づけ 3. 計画の期間 4. 基本理念 5. 基本的な視点 6. 基本目標 7. 施策の体系	1. 計画策定の背景と目的 2. 計画の位置づけ 3. 計画の期間 4. 基本理念 5. 基本的な視点 6. 基本目標 7. 施策の体系
8. 教育・保育の提供区域 9. 幼児期の学校教育・保育 10. 地域子ども・子育て支援事業 11. 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進	8. 次世代育成支援特定14事業に係る目標事業量 9. 計画の推進に向けて 10. 新規事業一覧
12. 産休・育休後の円滑な教育・保育施設の利用の確保等 13. 児童虐待、母子、父子家庭の自立支援、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携 14. 雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	11. 町田市子ども読書活動推進計画
15. 他の計画について	
16. 計画達成状況の点検及び評価の方法等について	
17. 町田市子ども・子育て支援事業計画審議会（町田市子ども・子育て会議） 18. 町田市子ども・子育て支援事業計画庁内策定組織 19. 町田市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について	12. 町田市子どもマスタープラン審議会 13. 町田市子どもマスタープラン庁内策定組織 14. 町田市子どもマスタープランアンケート調査

任意事項

必須事項

任意事項

追加事項

任意事項



4 国の基本指針に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の全体イメージ

任意	一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
	市町村子ども・子育て支援事業計画にかかると法令の根拠、基本理念、目的等を記載する
	二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定める
任意	三 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定める期間(5年間)を定める
任意	四 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定める
必須	五 教育・保育提供の区域の設定
	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定める
	六 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
	一 各年度における教育・保育の量の見込み
	教育・保育提供区域ごとに、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)を定める
	二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
	教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設と地域型保育事業による確保の内容と実施時期(確保方策)を定める
	七 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	
教育・保育提供区域ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定める	
二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	
設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業ごとに確保の内容その実施時期を定める	
八 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	
以下の内容を記載する	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方 ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策 ・ 幼児期の学校・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進 ・ 保幼小連携、0～2歳に係る取組3～5歳に係る取組の連携 	
任意	九 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
	保護者が産後・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する等、各市町村の実情に応じた施策を定める
	十 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定める
任意	十 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定める

